

日刊 動労千葉

83. 11. 11

No. 1490

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五〇六（公衆）〇四七二二七二〇七

当局・動労「本部」革マルの反動的デマと泣きごと “国労や動労千葉のせいで差額が年内に出ない”

許せぬ

「地方協議の廃止」「3項8号の無制限拡大」等 マル生的差別攻撃に率先協力する「本部」

十一月六日、国鉄当局は昇給協定改悪案での妥結を拒否する動労千葉、国労を無視し、動労「本部」、鉄労、全施労との間で「片仕切り」を強行しました。
当局はそのうえで、年内追給支給ができなくなった責任が動労千葉や国労にあるかのような宣伝を開始しています。
われわれは、当局、動労「本部」革マル、マスコミ一体となった組織破壊攻撃を許さず、あくまで組合要求をかちとるために闘おうではありませんか。

昇給協定改悪の狙いは何か

国鉄当局は、昇給協定をどのように改悪して提案してきたのでしょうか。
改悪案はまず第一に、「地方協議」の廃止条項の問題です。
すなわち、「昇給の実施について、次のとおり協定する。ただし、地方対応機関とこの協定に基づき、さらに協定することができるとのこれまでの協定の、「ただし」以降を削除してきたことです。

これは、中央で協定を締結したら、あとは一切の地方協議を必要としないということであり、従って、3項8号、抜てき等について現場長の自由裁量権で一方向的に査定される危険性をもつものです。
第二に、3項8号適用にあたり「勤務成績が特に良好でない者」として、「平素職員の自覚に欠ける者、勤務意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性など、他に比して著しく遜色のある者」との具体例をあげ、適用基準を強化していることです。これも現場管理者の一方向的裁量で、3項8号が拡大される危険性を大きくはらんでいます。

第三に、私傷病欠勤の特例日数を「46日以上」から「41日以上」に短縮していることです。
第四に、回復昇給の実施にあたって、新たに注意昇給なるものを査定に加えたうえで、五〇才以上の特例措置を認めないとしていることです。
動労「本部」革マルの裏切りを許さず改悪案の撤回、「59・2ダイ改」阻止をかちとろう！

以上見ても明らかのように、この改悪案は臨調―国鉄再建監理委員会の「違法行為に対して厳正な処分、昇給・昇格管理の厳正な運用、職務専念

義務の徹底」との意向にそったものであり、労働者の差別・分断、労務管理の強化をとおして、労働組合破壊を狙う悪質な攻撃であります。
動労「本部」革マルは、「改悪案」であることを認めているが、唯一「追給年内支給のため」にも「片仕切り」を強行しました。

しかも、昇給協定締結が遅れたこと、当局が改訂案を一切修正しなかったのは、「国労が公労委に提訴したからだ」として、当局と一体となった国労攻撃を強めています。
今日、仲裁裁定の未実施に加え、十月からは国鉄共済掛金がアップするという状況のなかで、生活苦にあえぐ国鉄労働者が一刻も早い差額支払いを望むのは当然です。だからといって労働者を差別・分断する昇給協定の改悪を受け入れていいはずはありません。

否、厳しい状況であるからこそ原則を守ることが重要なのです。原則をふみはずして久しい動労「本部」革マルは、われわれが指摘したとおり、ますます当局の奴隷になり下り、やがて「59・2ダイ改」、「動乗勤」をも裏切ることには明らかです。
当局・動労「本部」・鉄労一体となった組織破壊攻撃を許さず、改悪案の撤回、「59・2」粉碎をかちとろうではありませんか。

おわびと訂正

『日刊』第一四八六号「団結祭典」の見出しに誤りがありました。館山支部は、「初優勝」ではなく、今回で「通算二度目の優勝」です。
おわびして訂正いたします。